

第3章 基本方針

4 公園・緑地の整備方針

公園・緑地の整備を推進することで、江東区全域のみどりの充実を図り、みどりを活用した区民生活の質の向上を図る環境を整備します。

◆ 「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン(東京都)」・「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン(東京都)」に基づき、有明北地区における水と緑のネットワークを形成するとともに、有明北地区の自然環境の回復及び保全を図るため、以下の公園を整備しています。

- ・有明親水海浜公園（都）

◆ 「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)(東京都・特別区・市町)」において、公園・緑地の機能・役割と、効果的なネットワーク形成の観点から、事業の重点化を図るべき公園・緑地を設定しています。

- ・亀戸中央公園（都）
- ・猿江公園（都）
- ・清澄公園（都）
- ・蛤橋公園（区）
- ・深川公園（区）
- ・洲崎弁天公園（区）
- ・平久町公園（区）
- ・北亀戸公園（区）
- ・南砂町公園（区）
- ・豊住公園（区）
- ・大島九丁目公園（区）
- ・城東公園（区）



➢ 事業の重点化を図るべき公園・緑地の区域のうち、当該区域の整備の重要性と整備効果の高さの観点から、「優先整備区域」を設定しています。

- ・亀戸中央公園（都）
- ・清澄公園（都）
- ・大島九丁目公園（区）

◆ 区立公園・区立児童遊園については、「江東区公共施設等総合管理計画」に基づき、毎年度、大規模改修工事をそれぞれ2園ずつ行っています。老朽化した公園に新しい機能を盛り込み、かつ、耐用年数を考慮した改修サイクルによる更新計画を立て、改修しています。

今後は、「公園施設長寿命化計画」の策定も視野に、より計画的な整備を進めます。

◆ 内部河川や運河に恵まれた区の特性を活かして、水面と護岸の積極的活用により親水化を図り、みどりのネットワークとしていくため、水辺の散歩道や潮風の散歩道の整備を進めます。

凡例

- 整備予定のある海上公園
- 未供用区域のある都市計画公園
- 未共用区域があり優先整備区域に設定されている都市計画公園
- 公園
- 緑化重点地区
- 河川・運河
- 水辺・潮風の散歩道

